

令和6年4月

各 医療機関・助産所 様

松阪市健康福祉部
こども家庭センター

松阪市1か月児健康診査受診費助成事業の実施について（お願い）

平素は、松阪市の母子保健事業に格別のご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

松阪市では令和6年度より、母子保健法第13条に基づき、出産後から切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的に1か月児健康診査受診費助成事業を実施しております。

松阪市に住民票を有する乳児が、里帰り等により市外・県外医療機関等で1か月児健康診査を受診される場合は、償還払い制度にて健診料を助成させていただきますので、お手数をおかけしますが、健診の対応や結果の記録の記入等にご協力賜りますようお願い申し上げます。

また、助成内容の詳細につきましては、別紙「市外・県外医療機関等における松阪市1か月児健康診査受診費助成について」をご確認いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、下記までご連絡をお願いいたします。

《事務担当》

松阪市役所健康福祉部

こども家庭センター（健康センターはるる内）

母子保健係担当保健師 阪口

住所：〒515-0078三重県松阪市春日町一丁目19番地

電話：0598-20-8087 FAX：0598-26-0201

市外・県外医療機関等における 松阪市1か月児健康診査受診費助成について

1 内容

【対象者】 松阪市に住民票があり、令和6年4月1日以降に1か月児健康診査を受診した2か月未満の乳児

※特別な事情で2か月未満に受診できなかった場合は、事務担当までお問い合わせください。

【回数】 一人につき1回

【健診内容】 1か月児健康診査として通常行われる健診

【助成額】 上限4,000円

(受診費用が上限額に満たない場合は、実額となります。)

2 受診票(結果票)について

母子健康手帳等と同時に「1か月児健康診査結果票兼代理受領委任同意書(以下、結果票)」を配布しておりますので、母子健康手帳と結果票にできる限りの記入をお願いいたします。貴院で実施される健康診査項目に当てはまらない場合は、項目記入は無し(未記入)で結構です。

結果票3枚(複写用紙)のうち、

(B 医療機関→医療機関控え)は医療機関控えとしてご利用ください。

(A 医療機関→市)・(C 医療機関→保護者)は保護者の方にお渡しください。

※ 結果票の記入における文書料等につきましては、助成対象外となりますのでご注意ください。

※ 受診結果等について医療機関へ電話で確認させていただく場合がありますのでご了解ください。

3 健診料金について

医療機関窓口にて健診料等を全額徴収してください。

受診日から6か月以内に保護者が松阪市へ申請手続きをし、松阪市が受理・審査後、1か月児健康診査にかかった費用の全部または一部を振り込みにて助成します。

申請の際に健康診査に要した費用の証明として、領収書が必要となりますので発行をお願いします。その際、保険外診療につきましても明細表を添付していただければと思います。